

通知カード・個人番号カードがみなさんのお手元に届きます

～社会保障・税番号（マイナンバー）制度の疑問にお答えします～ **第4回**



マイナンバーの通知カードが送付されます

平成27年10月末から12月にかけて、郡上市に住
民票を有する人に簡易書留郵便で、各個人のマイナン
バーを記載した「通知カード」を、世帯単位で郵送しま
す。必ずお受け取りいただきますようお願いします。



通知カードイメージ

通知カードが届いたら

カードを大切に保管する

各種手続きの際に利用

勤務先に提示する

番号を他人に教えない

- ☑マイナンバーは生涯変わりません。同じカードを使い続けますので、紛失しないようご注意ください。
- ☑社会保障、税の手続きの他、転居や婚姻など、カードの内容が変更になるときにもカードが必要です。
- ☑会社が税や社会保障関係の手続きをするとき、従業員や家族のマイナンバーが必要になります。
- ☑マイナンバーが悪用される危険性を減らすため、マイナンバーは慎重に取り扱いをしてください。

平成28年1月から個人番号カードの交付が始まります

通知カードには、「個人番号カード」の申請書が同封されてい
ます。個人番号カードの発行を希望する場合には、この申請書に
必要事項を記入し、写真を貼って送付用封筒で郵送いただければ、
初回に限り無料で個人番号カードの発行が受けられます。

※個人番号カードの受け取りは、原則本人に限られていますが、身体
の不自由な人で来庁が困難な人は代理人による申請が可能です。た
だし、医師等による診断書や障害者手帳等の証明書の提示が必要とな
ります。また、15歳未満の人は、法定代理人による申請が可能です。



▲個人番号カードイメージ

申請の
流れ

手順①

通知カードと
申請書が届く

手順②

申請書を
郵送で提出

手順③

交付通知書が
自宅に届く

市役所
で
受領

個人番号カードのメリット

- ▶個人番号カードは、個人番号と顔写真が印刷されて
いるため身分証明書と番号確認書類の両方に利用で
きます。
- ▶電子証明書を利用したe-Taxでの確定申告が行え
る他、平成29年以降には「マイナポータル」サイ
トを使い自身の情報が取得できるようになります。

マイナンバー制度全般に関する国の
☎コールセンターです。

<全国共通ナビダイヤル> ※通話料がかかります。

◆日本語対応 TEL 0570-20-0178

◆外国語対応 TEL 0570-20-0291 (英語)

※対応時間/午前9時30分～午後5時30分

(土・日曜、祝日、年末年始を除く)

問 総務部市民課

☎ 67-1816